

協 定 書

豊田市(以下「甲」という。)と _____(以下「乙」という。)は、
受領委任払いとなる福祉用具購入費等について、豊田市福祉用具購入費受領委任実施要綱の定めに従い、次の事項について確認する。

1 乙は、次に掲げる各号の規定を遵守するものとする。

- (1) 要介護被保険者等から償還払いとなる福祉用具購入費等の受領について申し出を受けたときは、介護保険被保険者証等により受領の適否を確認するとともに、受領する場合においては、これを履行すること。
- (2) 当該事務処理にあたっては、必要に応じて介護支援専門員との連絡調整に努めること。
- (3) 受領委任払いによる給付に必要な利用者負担分の領収書及びカタログ等の関係資料を要介護被保険者等に提供すること。
- (4) サービス提供に当たっては、他の利用者との公平性の確保に努めること。
- (5) 受領委任に関する全てを第三者に委任しないこと。
- (6) この受領委任に関して甲から必要な指示があった場合には、これに従うこと。
- (7) 要介護被保険者等との間で発生した諸問題については、乙は当事者間で協議の上、これを解決すること。

2 甲は、この受領委任に関して、次に掲げる各号のいずれかに該当していると認めた場合には、福祉用具購入費等の支払いや受領委任を拒否することができる。

- (1) 受領委任に関して不正な保険請求があった場合
 - (2) 委任を申し出た要介護被保険者等が、委任することができない者であると判明した場合
 - (3) 事業者が受領委任に関して履行できないと判断した場合
 - (4) 乙が甲の指示に対して理由もなく従わず、当該事業の目的を達成することが困難と判断した場合
- 3 この協定書によりがたい事情が生じたとき又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲、乙両者協議して決定する。

この協定の証として本書2通を作成し、両者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 豊 田 市

豊田市西町3丁目60番地

豊田市長

Ⓜ

所 在 地

乙 事業者名

代 表 者

Ⓜ